

勝浦市農業委員会会議録

(2月定例会)

平成31年2月6日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(202会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

2番 末 吉 光	3番 数 金 清 美	4番 谷 敏 夫
5番 浅 野 香太郎	6番 佐 藤 衛	7番 藤 江 義 博
8番 滝 口 裕 都	9番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

本日は悪天候な中、またお忙しい中会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

天候の方も暖かくなったり、寒くなったりと寒暖の差が激しくなっています。

暦の上では立春ということですが、しばらくは寒い日も続きますので、健康管理には十分ご留意いただき、日々の仕事にご精進されますようお願い申し上げます。

先般、1月29日に千葉県農業改良普及事業の70周年記念大会が千葉市青葉の森文化ホールで開催されまして、事務局長と出席して参りました。

夷隅郡からは各市町の会長及び事務局長が出席をしました。

総勢で900名程度の方が出席されたということでした。

内容としましては、この組織が昭和23年に発足されたということで、今年で70周年を迎えたということで記念大会が開催された訳でございます。

特に昭和23年は終戦直後ですので、食料難が大きな問題となっていたことから、この組織を設立し、農業経営体の育成、産地づくり、生産性の向上や農村生活の改善というようなことが主な課題として挙げられており、ここに県の職員を中心とする普及事業の拡大に取り組んできたということで、今までの歩み等がこの記念大会で示され、また長年の農業に関する県の普及員の方々からのお話し等もあったという内容でした。

そして、千葉県下で20数名の方がこの記念大会で表彰されました。

その中で夷隅郡代表として大多喜町の岩瀬正雄さんが施設園芸を主体として現在まで専業農家で取り組んできたということで表彰されました。

岩瀬さんは農業の研修生の受け入れもされており、施設園芸を中心に担い手の育成に努力されておられます。

また、もう1名いすみ市で水稻を専業で行っている増田伸子さんが表彰されました。

増田さんは50から60町歩作付しており、千葉県の指導農業士に初めて女性として認証され、特に地域の女性農業者の育成に貢献されたということで、夷隅郡からは2名の方が表彰されました。

以上簡単ではございますが、先般の記念大会の内容報告になります。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の、出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

これより、平成31年勝浦市農業委員会2月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は中倉の田3筆、3,400平方メートル、畑4筆、2,854平方メートルの計7筆、6,254平方メートル、所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は生産規模を拡大したいとし、譲渡人は相続人不存在により地元の方に譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦診療所の●側約●●●メートルから●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、7番藤江義博委員、お願いします。

○7番（藤江義博委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月1日、申請者と面談し現地を確認したところ、●●●番●、●●●番は保全管理、●●●番は耕作されており、●●●番、●●●番、●●●番●、●●●番●は孟宗竹や雑木が生えている状態でありましたが、雑木の伐採や伐根を行いタケノコの生産を予定しているとのことでありました。

相続人不存在の土地であり、相続財産管理人の弁護士から地元で耕作が可能な方に譲りたいとして申請がなされたものでありますが、相続財産管理人の弁護士に問合せたところ、金額については少額でもよいので売買としたいとのことでありました。

については、申請の内容に疑義がありますので、次回の総会まで結論は保留としていただきたく、皆様のご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 補足させていただきます。

申請者の方から申請書が提出されまして、内容を確認いたしました。

その時の内容ですと、この土地につきましては無償で譲り受けるということで話を聞いておりましたので、こういった形で議案の方は作成しておりますが、相続管理人の弁護士に確認したところ、相続を受ける方がいなく持ち主がいない農地になってしまうので、地元で使う方がいれば少額でもいいので売買にしたいという説明を譲り受けようとする方には説明しているということで、それぞれの認識に相違があったため、弁護士の方から譲り受ける方へ更に詳細な説明を行うので、次回まで結論の方は保留させていただきたいとお話しがありましたので、ご報告させていただきます。

○議長（高吉粧一会長） 事務局長から補足の説明がありました。

ご質疑いかがでしょうか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 参考までにお伺いしたのですが、これは取り下げではなくて、保留をこの会議で諮るということですか。

これは何に対して決議を諮るのですか。

○事務局長（窪田正） 本来採決といたしますと、許可、不許可、却下、こういった形になりますが、この採決としまして書類不備等のものについては諮り切れない場合がございますので、今日の総会では保留とするという内容でございます。

申請としましては、1月の受付期間に提出されたものでございまして、このような形で議案として挙げさせていただいております。

本日この場で許可、不許可、却下という判断までは至らないと思いますので、今後1ヵ月間で申請者双方において話を詰めていただいて、その内容を次回の定例会で諮っていくという内容でございます。

○8番（滝口裕都委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は提案のとおり保留とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は保留とし、3月定例会において再審議とさせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は宿戸の畑1筆、3,034平方メートル、太陽光発電施設に転用するための、賃借権設定を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル296枚、発電は49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成31年6月30日であり、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、借受人は太陽光発電施設を設置するため借り受けたいとし、貸付人は借受人の要望により貸し付けるとして申請がなされたものであります。

申請位置は、学校給食共同調理場の●側、約●●●メートルの位置となります。

なお、本件は農地面積30アールを超える転用申請であることから、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くこととなります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番佐藤衛委員、お願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月2日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理されている状況でした。

借受人は太陽光発電施設を設置するため借り受けたいとし、貸付人は借受人の要望により貸し付けるとして申請に至ったとのことでした。

現場は第2種農地に該当し、代替性は無いと判断されることから、許可要件につきまして特に問題はないと考えます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

- 議長（高旨粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これを持って質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いた後に、知事に送付することに決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
窪田事務局長。

- 事務局長（窪田正） 説明します。
勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成31年1月18日付けで決定を求められたものです。
このたびの2月定例会に諮るべき件数は、新規設定2件、8,638平方メートルです。
資料の3ページをご覧ください。
申請番号1番、杉戸の田、5筆、5,857平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。
設定期間は、3月1日から3ヶ年の新規設定です。
続きまして、資料の4ページ、申請番号2番、杉戸の田、4筆、2,781平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。
設定期間は、2月1日から3ヶ年の新規設定です。
以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

- 議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番及び2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番及び2番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

資料は5ページから7ページになります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの2月定例会にご報告すべき当該件数は3件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成31年勝浦市農業委員会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成31年2月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
